平成２８年（フ）第２８３号
埼玉県川越市大字砂813番地５
債務者　大橋　陽子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０８号
埼玉県所沢市若狭１丁目2966番地の３　ベルメゾン若狭105
債務者　武藤　　清
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９３２号
札幌市清田区清田１条３丁目７番１―502号
債務者　清本美紀こと　鄭　　美紀
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３２号
青森県上北郡おいらせ町緑ヶ丘５丁目50番地778　種市貸家２号、旧住所青森県上北郡おいらせ町若葉８丁目140番地1316
債務者　福田　政夫
1　決定年月日時　平成28年７月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第３２３号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番３―504号
債務者　前原　　豊
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３０号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目49番地３
債務者　小吉　　博
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７６号
千葉市中央区若草１丁目16番21―103号、申立時の住所千葉県東金市田間２丁目29番地１伊藤アパートＣ棟３号
債務者　川原かづえ（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９９号
相模原市中央区淵野辺本町２丁目16番14号　エクセルコート淵野辺302
債務者　長内　都子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２１７号
相模原市中央区田名8318番地１　田名グリーンハイツ201
債務者　若松　靖人
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２１８号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番２―505号
債務者　川越　敏則
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２１９号
相模原市中央区田名塩田３丁目３番２―505号
債務者　川越　裕美（旧姓刑部）
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２１号
相模原市中央区相模原４―５―１　ライオンズマンション相模原第５　1101、住民票上の住所神奈川県座間市相模が丘６丁目８番14号プチメゾンミカドⅢ102号
債務者　小川　美紀
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２２号
神奈川県座間市相模が丘６丁目８番14号　プチメゾンミカドⅢ102号
債務者　小川　容子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２３号
相模原市中央区共和４丁目20番16号　グロウイング303
債務者　柞木田伸也
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２４号
相模原市中央区共和４丁目20番16号　グロウイング303
債務者　柞木田正子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２２７号
相模原市南区東大沼３丁目12番９号
債務者　福田　幸子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２３０号
神奈川県座間市東原５丁目１番８―203号　さがみ野さくら
債務者　加藤　弘之
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部